

健生食輸発0319第1号  
令和6年3月19日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(インド産トウジンビエのアフラトキシン、ネパール産食品のアフラトキシン及び中国産食品のサイクラミン酸に係る検査命令対象製造者の追加)

標記については、令和5年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正：令和6年3月18日付け健生食輸発0318第1号)により通知したところである。

今般、輸入時のモニタリング検査において、インド産トウジンビエの粉からアフラトキシンを検出したことから、同通知の別添1を下記1のとおり改正する。

また、輸入時のモニタリング検査において、DUGAR SPICES & FOOD PRODUCTS(P)LTD.の製造した赤とうがらしを含むネパール産食品からアフラトキシンが検出されたことから、同通知の別添1を下記2のとおり改正するとともに、別途指示する製造業者として同通知の別添2の1の別表4に同社を追加する。

さらに、輸入時の自主検査において、LAIWU TAIHE FOODS CO.,LTD.の製造した中国産食品からサイクラミン酸が検出されたことから、別途指示する製造業者として同通知の別添2の1の別表11に同社を追加するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

## 記

### 1. 別添1のインドの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
トウジンビエ (学名： <i>Pennisetum glaucum</i> )(粉を 含む。)	-	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10µg/kgを超えて付着又は含有しているおそれがあるため。

を追加する。

2. 別添1のネパールの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
赤とうがらしを含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。

を追加する。